

国立大学法人京都大学教員就業特例規則等の一部改正等について（案）

1. 国立大学法人京都大学教員就業特例規則の一部改正

① 研修の機会の一部改正（第12条第4項）

- ・部局の実情にあわせてサバティカル制度を導入できるよう条項を追加する。

2. 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部改正

① 「年俸制特定教員」の新設（第2条第2号）

- ・部局の特定プロジェクト等を遂行するために物件費等で特定有期雇用教職員を雇用できるよう「年俸制特定教員」を新設する。

② 「特定外国語担当教員」の新設（第2条第3号）

- ・従前の外国人教師制度を見直し、特定有期雇用教職員として雇用できるよう「特定外国語担当教員」を新設する。

③ 「特定事務職員」を「特定職員」に変更（第2条第5号）

- ・高度な専門知識・経験を有する専門家を雇用できるよう「特定事務職員」を「特定職員」に変更する。（いわゆる中間職種を含む。）

3. 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部改正

① 医員、医員（研修医）となるための資格の変更（別表第3・第5）

- ・努力義務であった歯科医師臨床研修の義務化（1年間）に伴い、医員（研修医）として雇用していた歯科医師免許取得後2年目の者を医員に改める。

② 医員、医員（研修医）の始業及び終業の時刻等の追加（別表第6）

- ・医員、医員（研修医）のうち、医学部附属病院長が指定する者について、始業及び終業の時刻等について所要の改正を行う。

③ その他（第58条、別表第8）

- ・育児・介護休業等の準用規定及び介護部分休業を申請できない有期雇用教職員の要件について、所要の改正を行う。

4. 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部改正

① 「オフィスアシスタント」の新設（別表第1・第4）

- ・学生の学内雇用の促進、業務上の事故等への対応を図るため、本学学生を雇用対象としたオフィスアシスタントを新たな職種として設定する。

→ 370名程度

② その他（第50条、別表第7）

- ・育児・介護休業等の準用規定及び介護部分休業を申請できない時間雇用教職員の要件について、所要の改正を行う。

5. 国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則の一部改正

① 俸給月額表の改正（第6条）

- ・事務手続きの簡素化の観点から外国人研究員の俸給を甲種及び乙種（1～7号俸）から1～10号俸に改正する。

6. 国立大学法人京都大学教職員出向規程の一部改正

①出向期間の延長（第7条）

- ・人材育成の観点から積極的に他機関との人事交流を実施できるよう出向期間を原則2年から3年に延長する。

7. 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正

①俸給の調整額の改正（別表第7）

- ・教員組織の変更に伴い、別表第7の支給職種、職務内容及び調整数について所要の改正を行う。

○調整数3を廃止する。ただし、経過措置として、大学院担当を命じられた者のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者が主任として学生（平成18年度以前に博士後期課程（医学研究科にあっては博士課程）に入進学した学生に限り、医学研究科にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上）に対する研究指導に従事する期間に限り、調整数3の俸給の調整額を支給する。

○改正前の別表第7第1項、第3項の適用を受けていた者が改正後も引き続き同様の職務に従事する場合の俸給の調整額は、従前どおりとする。

○規程改正後に新規採用された助教が、改正前の別表第7第3項の職務に従事する場合は、調整数1の俸給の調整額を支給する。

※俸給の調整額の取扱いについては、今後、職務内容等の実態を踏まえ、職務に応じた適切な支給が可能となるよう検討し、必要に応じて所要の改正を行う予定。

②扶養手当の改正（第14条）

- ・3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ（5,000円→6,000円）。

③広域異動手当の新設（第32条の2）

- ・異動前後の施設間及び異動前の住居から異動直後の施設までの距離のいずれもが60km以上となる教職員に異動の日から3年間支給する。
- ・手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に異動前後の施設間の距離が、60km以上300km未満の場合は3%（平成19年度は2%）、300km以上の場合には6%（平成19年度は4%）を乗じて得た額。（都市手当、特勤手当に準ずる手当との調整あり。）

→④遠隔地異動・出向手当の新設（第33条の4）

- ・教職員が都市手当の支給割合のより低い地域に異動等した場合、異動の日から3年間の範囲内で、異動等前の給与水準を維持できるよう、都市手当の異動保障及び広域異動手当のほか「遠隔地異動・出向手当」を支給。

⑤その他（別表第9）

- ・医療技術短期大学部の廃止にかかる俸給の特別調整額の所要の改正を行う。

8. 国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部改正

主な改正点

- ・一般職（一）7級以上相当の教職員のみ適用されていた5段階の昇給区分を全教職員に適用する昇給制度に改正する。

9. 国立大学法人京都大学教職員倫理規程の一部改正

- ①利益相反行為の防止の規定を追加（第16条の2）
 - ・京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程の制定に伴い、条項を追加する。

10. 国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

- ①京都大学医学部附属病院規程の改正に伴う教職員の区分の変更（別表第3）
 - ・京都大学医学部附属病院規程の改正に伴う中央診療施設等の改編を受け、教職員の区分の変更を行う。
- ②1箇月単位の変形労働時間制の割振りの変更（別表第3）
 - ・附属病院からの依頼に伴い、1ヶ月単位の変形労働制の勤務形態を変更する。

11. 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正

- ①育児休業の再申請要件の追加（第3条第2項第5号～第7号、第8条第2項第4号及び第5号）
 - ・育児休業の再申請を可能とする要件を明確にし、及び再申請を認める特別の事情として保育園入所を待つ児童を養育する場合等を追加する。
- ②育児休業の申出期間の変更（第5条第1項及び第2項、第7条第1項）
 - ・1歳以降の子に係る育児休業の申出期間について、予定日の前日から起算して1月間前から2週間前までに変更する。
- ③育児のための早出遅出勤務対象者の拡大（第20条の2）
 - ・対象者を、小学校3学年までの子を養育するものに拡大する。
- ④介護休業等の取得可能日数の改正（第35条、第41条）
 - ・現行で「連続する6月」としているところを「通算180日」に改める。
- ⑤その他、規定の整備（第20条の5、第24条、第29条、第32条、第40条）
 - ・育児のための早出遅出勤務、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限申請者の届出義務、介護休業の初回の期間制限及び介護部分休業を申請できない教職員の要件について、所要の改正を行う。

12. 国立大学法人京都大学教職員懲戒規程の一部改正

- ①国立大学法人京都大学教職員倫理規程の改正に伴う懲戒処分の事由の改正（別表）
 - ・国立大学法人京都大学教職員倫理規程の改正に伴い、利益相反行為の禁止を追加する。

13. 京都大学教職員退職手当規程の一部改正

- ①退職手当の額に係る特例についての改正
 - ・広域異動手当の新設に伴い、退職手当の額に係る特例について、所要の改正を行う。

14. 京都大学教員の任期に関する規程の一部改正

- ①任期の取扱いについての改正
 - ・任期を定めて雇用される教員が、育児休業又は介護休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、任期の期間に算入しないことができることに改正する。

**15. 「国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に定める
病気休暇の期間に関する取り扱いについて**

①病気休暇期間の取り扱いの変更

- ・現行1年間まで認めている病気休暇期間を原則90日以内とする。病気休暇が引き続き90日を超える場合は、原則として病気休職とする。

この取り扱いは、平成19年4月1日から実施するものとし、実施日前から承認されている病気休暇については、経過措置を設けるものとする。

この取り扱いにより、昭和29年2月9日協議会申合せ及び昭和31年10月9日の協議会決定の病気休暇及び病気休職期間の取扱いを廃止する。